

この度の豪雨災害により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。

なお、今回の被災に係る法務局へのお問合せ・ご相談につきましては、下記において承っておりますので、ご案内申し上げます。

◇権利証の紛失，倒壊した建物の滅失等，土地や建物の登記に関するご相談先

(本局不動産登記部門) 089-932-5814

◇会社・法人の印鑑カード等の紛失に関するご相談先

(本局法人登記部門) 089-932-0897

平成30年7月9日

松山地方法務局長

## 【参考】

### 1 「権利証」の紛失について

この度の豪雨災害により，土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失された方はご心配のことと思いますが，この権利証を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。

権利証は，不動産の売買等の所有権移転登記，融資のための抵当権設定登記等の登記を申請する際に，本人確認資料として法務局に提出していただくものですが，登記をするには，権利証のほかに，所有者の印鑑証明書等の本人確認資料も必要となりますので，権利証を紛失したことにより，直ちに所有権の移転の登記や抵当権の設定の登記が不正にされるなどして，登記記録上の権利関係が変わることはありません。

また，権利証を紛失したからといって不動産の売買等の処分ができなくなるわけでもありません。

なお，紛失した権利証を再発行することはできません。

### 2 「会社・法人の代表者の印鑑カード等」の紛失について

#### ① 会社・法人の代表者の印鑑及び印鑑カードの両方を紛失した場合

改印届とともに，紛失した印鑑カードの廃止届及び新たな印鑑カードの交付申請が必要になります。この場合は，会社・法人の新しい印鑑と代表者個人の実印及び市町村長発行の

印鑑証明書を県内最寄りの法務局に御持参の上、手続きしていただくこととなります。

② 会社・法人の代表者の印鑑を紛失した場合

改印届が必要となります。この場合は、会社・法人の新しい印鑑と代表者個人の実印及び市町村長発行の印鑑証明書を県内最寄りの法務局に御持参の上、手続きしていただくこととなります。なお、お手持ちの印鑑カードは引き続き使用できます。

③ 印鑑カードのみを紛失した場合

印鑑カードの廃止届及び印鑑カード交付申請が必要となります。

この場合は、会社・法人の代表者の印鑑を県内最寄りの法務局に御持参していただければ、印鑑カードの廃止及び再発行の手続きをすることができます。

④ これらの届出に必要な申請書は、法務局ホームページ（[houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE\\_11-2.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/COMMERCE_11-2.html)）内の申請書様式・記載例項番5，6及び7を御利用ください。